

静岡県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

～『後期高齢者医療被保険者証』（保険証）更新時のお願い～

令和2年8月1日をもちまして、「後期高齢者医療被保険者証」を年次更新いたします。
現在使用されている**オレンジ色**の被保険者証は、令和2年7月31日で有効期限切れとなるため、
令和2年8月1日からは、**藤色**の被保険者証による資格確認をいただきますようお願いいたします。

(1) 被保険者証の送付時期
7月下旬に住所地の各市（区）役所・町役場から送付します。

【新しい被保険者証の見本】

(2) 被保険者証の色
「**オレンジ色**」から「**藤色**」に変更になります。
(黒字印字・偽造防止模様)

(3) 被保険者証のサイズ
縦128mm、横91mm（変更はありません）

(4) 有効期限
令和2年7月31日
※ 一部の被保険者について、有効期限が短い『短期被保険者証』を交付する場合があります。

(5) 短期被保険者証
有効期限が「令和2年10月31日」または「令和3年1月31日」までとなっています。

有効期限を除いては、負担割合や限度額適用・標準負担額減額認定証の適用等その他の扱いに関しては、通常証と変わりありません。

(6) 旧証（**オレンジ色**。有効期限：令和2年7月31日）の扱い
令和2年8月1日以降は、無効となります。

(7) 資格証明書
当広域連合では、今回の年次更新において資格証明書の交付はありません。
しかし、静岡県以外の被保険者が資格証明書を持参した場合は、10割扱いの特別療養費として処理していただくこととなります。詳しくは資格証明書に記載されている広域連合へお問合せ願います。

(8) 臓器提供意思表示欄
被保険者証の裏面には、『臓器提供意思表示欄』が設けられており、『意思表示欄保護シール』が貼付されている場合がありますので、誤って剥がしてしまうことのないよう、御注意願います。

(9) その他

- ・『後期高齢者医療被保険者記載内容確認書』で受診される方もありますので、資格等の御確認にお役立てください。なお、記載内容に疑義が生じた場合は、お問合せください。
- ・届いていない等の理由により、藤色の被保険者証をお持ちにならなかった場合は、ご本人であることの確認と市役所等へ電話照会することについての同意を得て、担当部署にお問合せください。

なお、診療報酬等の請求にあたっては、藤色の被保険者証原本での内容確認もお願いします。

〒420-0851 静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階
静岡県後期高齢者医療広域連合事務局
保険証に関すること…資格保険料室 TEL054-270-5528
医療給付に関すること…医療給付室 TEL054-270-5530